

年末年始の医療機関

年末年始の日曜・祝日当番医による対応は12月30日～1月3日まで。12月29日までは医療機関によって対応が異なりますので、かかりつけ医が近くの医療機関に問い合わせを。

夜間の急病の際は、下関市夜間急病診療所(内科・小児科)が年末年始も午後7時～11時は、毎日診療を行っています。12月31日～1月3日の診療時間は、午後7時～午前0時に延長されます。



ふくふく子ども館のイベント

●フラワーアレンジメントⅡ 4歳～小学生と保護者 回12月15日(土)午後1時30分～2時30分 回クリスマスフラワーアレンジメント 回20人(先着順) 回1000円

●赤ちゃんお食事会Ⅱ 回0・1歳児と保護者 回12月20日(木)午前11時～正午 回離乳食の不安や悩みを、子育て相談員と解消 回5組(先着順) 回持普段、家庭で食べられている離乳食 回ふくふくこども館 (☎227-2581)

育児学級へどうぞ

●子育て編歯、育児についてⅡ 回出生後8カ月～1歳ごろまでの赤ちゃんに保護者の方 回1月18日(金)午前10時～11時35分ごろ 回長府東公民館 回30組(先着順) 回母子健康手帳 回電話で、12月18日(火)から山陽保健センター(☎246-3885)へ。



●赤ちゃんを迎えるための教室 母親学級へどうぞ 回妊娠中の方 回12月19日(水)午後1時30分～3時30分 回新下関保健センター 回30人(先着順) 回母子健康手帳 回電話で健康推進課へ。

●健康推進課(☎231-1447) 回健康推進課(☎231-1447) 回児童クラブ入会児童募集 回平成31年4月1日時点で、市内の小学校に就学予定の児童か、市内在在で市外の小学校に就学予定の児童で、その保護者が次の理由により、昼間家庭で児童の保育ができないと認められる場合 回自宅外か自宅内での仕事 回出産前後 回長期の疾病か心身の障害 回同居家族の介護・看護

●就業目的の職業訓練・学校への就学 回災害の被災・復旧 回その他、市長が特に必要と認める状態 回放課後児童クラブ入会申請書、各種証明書など必要な書類、印鑑、口座振替依頼書(本人用控)の写し 回1月8日～2月6日(必着)に、入会希望の児童クラブへ。 回受付時間Ⅱ平日は午後1時30分～6時、土曜日は午前9時～午後5時30分 ※日曜日、祝日を除く ※申請書は、12月10日(月)から各児童クラブ、子育て政策課、各総合支所市民生活課で配布 回子育て政策課(☎231-1431)

●ブックスタートとは絵本を介して赤ちゃん周りの大人が心安らぐ楽しい語り合いのひとときを持つことを応援する運動です。絵本は1歳6カ月児健康調査の会場で読み聞かせを行い、お渡しします。 回母子健康手帳 回子育て政策課(☎231-1353) 回家庭教育推進事業 アイシングクッキー 回年少・年中・年長児と保護者 回12月16日(日)午前10時～正午 回ドリムシップ 回体育講座Ⅱ 回①年少・年中・年



育児・健康相談(12月)

回下表の通り 回相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参 回健康推進課(☎231-1447) 回健康相談(☎231-1935) (育…育児相談、健…健康相談)

場所	日	曜	内容
			10:00～12:00
六連島漁村センター			健
唐戸保健センター	7	金	育
豊北保健センター			育
豊田保健センター	11	火	育
新下関保健センター	17	月	育 9:30～11:00
菊川保健センター	19	水	育
豊浦保健センター	21	金	育

4月からの園児募集

※育児休業明け保育施設入所予約を含む 回求職活動を理由とする方についても随時受け付けますが、選考は追加募集2回目の方と同時にいきます。 回入園を希望する保育園、こども園で申し込みを ※日曜日、祝日を除く 回申込書は各施設、幼児保育課、各総合支所市民生活課で配布 ●幼稚園、認定こども園(幼稚園タイプ)の園児募集(4月から)は各園に直接問い合わせを 回幼児保育課(☎231-1929)



保育園、認定こども園(保育園タイプ)

回平成31年4月1日現在、市内に住民票があり、保護者が次のいずれかに該当し保育が必要な場合 回家庭外(内)で仕事をしている 回出産前後のため保育ができない 回保護者の長期疾病か障害 回同居親族の介護・看護や長期入院している親族の入院付き添い 回火災・風水害・地震などの災害の復旧 回求職活動や起業準備 回学校や職業訓練校などの就学 回虐待やDVの恐れがある 回市長が認める前述に類する状態にある場合 回子どものための教育・保育給付支給認定申請書、各種証明書など必要な書類、印鑑、申請者のマイナンバーを確認できる物、身元の確認ができる物(免許証など) 回追加募集=(1回目)12月7日(金)まで、(2回目)12月10日～1月31日

長児と保護者、②小学生と保護者
 ①1月19日、2月2・16日 ①午前9時30分～10時15分 ②午前10時30分～正午 ③勝山公民館 ④なわとび、タオル、飲み物
⑤各回10組(抽選) **⑥**12月10日(月)必着までに、往復はがきに⑦(8ページ)を書いて、家庭教育推進事業事務局(〒750-0016市内細江町三丁目1番1号)へ。
 ⑧家庭教育推進事業事務局
 (☎233-1171)



紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、紙おむつなどを支給します。
①次のすべての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族 **②**市内に居住し、在宅で生活している **③**要介護3・4・5である **④**生活保護を受給していない **⑤**要介護3の場合は、平成30年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる領収書を添付し、地域包括支援センターを経由して申請を **⑥**▽支給品目Ⅱ紙おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、お尻ふきシート **⑦**▽支給限度Ⅱ2カ月につき1万円を上限として現物支給 **⑧**利用者負担Ⅱ支給に要する費用

の1割
 ⑨長寿支援課(☎231-1340)



各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

後期高齢者医療の減額証・限度証制度の申請を

住民税非課税世帯で低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、3割保険証で現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に表示することで、支払う医療費が限度額まで(低所得Ⅰ・Ⅱの方は入院時の食事代も減額)となります。申請月以前にさかのぼっては適用されませんので、事前に認定証の交付申請を。



⑩後期高齢者医療被保険者証、印鑑、マイナンバーが分かる物、本人確認ができる書類 **⑪**保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 ⑫保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談を。
 ⑬国民健康保険課(☎231-1689)、各総合支所市民生活課



相談

弁護士無料法律相談が行なわれます



●豊田総合支所Ⅱ
 ⑭12月21日(金)午後1時～4時 **⑮**6人(先着順)
 ⑯12月3日～21日に、電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。
 ●市民相談所Ⅱ ⑰毎週月・木曜日の午前9時～正午、午後1時～4時 ※祝日を除く **⑱**12人(先着順)
 ※相談日の1週間前から、直接か電話で予約を ※職員による一般相談は平日の午前9時～午後4時
 ⑳市民相談所(☎231-3730)

児童館のイベント

- ゆたか児童館(☎253-8281)
 ▷親と子の防火指導教室=①乳幼児と保護者 **②**12月4日(火)午前10時30分
- ひかり童夢(☎229-0980)
 ▷文関小合唱クラブクリスマスコンサート=③乳幼児と保護者、小学生 **④**12月8日(土)午前11時 **⑤**あかね会のえほんたいむ=⑥乳幼児と保護者 **⑦**12月17日(月)午前11時20分
- ひこまる(☎266-3321)
 ▷親子エアロビクス=⑧乳幼児と保護者 **⑨**12月14日(金)午前11時20分
- 宇賀児童館(☎776-0001)
 ▷オリジナルな年賀状を作ろう=⑩幼児と保護者、小学生 **⑪**12月8日(土)午前10時30分
 ▷クリスマスお楽しみ会=⑫幼児と保護者、小学生 **⑬**12月15日(土)午後1時30分 **⑭**ピアノのミニコンサートや歌、ゲームで楽しい時間を過ごそう! **⑮**50人(先着順) **⑯**12月1日～10日に、直接か電話で宇賀児童館へ。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

進学にかかる費用や就職の準備金など、必要な資金の貸付制度です。申請から貸し付けまで最長2カ月かかりますので、早目に相談を。※貸し付けには一定の条件あり ※申請後の審査により、貸付金額の減額や、貸し付けができない場合あり
 ⑰市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童 ※現在の収入で必要な経費を賄える場合は対象外 **⑱**▷申請期限=毎月10日 ※申請前に事前面談が必要(要予約)※受け付け=平日の午前9時～午後4時
 ⑳市民子ども家庭支援課
 (☎231-1358)

ご利用ください

出産育児一時金 直接支払制度



国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産育児一時金が世帯主に支給されますが、出産費用に充てるために医療機関へ直接支払うことができます。
⑱上限=42万円 ※出産費用が42万円未満の場合は、申請により差額を世帯主に支給 ※産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産した場合は、1万6,000円を減算 ※出産日翌日から2年を経過した場合は、支給不可
 ⑳国民健康保険課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

マークの見方

①…対象 ②…日時 ③…期間 ④…場所 ⑤…内容 ⑥…講師 ⑦…定員
 ⑧…参加費など ⑨…持参する物 ⑩…申込方法 ⑪…共通事項 ⑫…問合せ